



2014年度 9月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 2級 中小事業主

## 資産相談業務

実施日◆2014年9月14日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

### ★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は，【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は，通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（46歳）は、妻Bさん（44歳）とともに、商店街の一角で飲食店を営んでいる。Aさんの店は、日替りランチが好評で、昼は大学生や会社員で賑わっているが、夜の客数は一時より減少している。平成26年7月に近隣の駅ビルがリニューアルオープンしたことで、人の流れが変わったことが影響していると思われる。

Aさんは、店の経営に漠然とした不安を感じるとともに、老後の生活資金の準備についても考えている。Aさんは、20歳から国民年金に加入しており、保険料の免除期間や未納期間はない。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。なお、Aさんの家族構成と公的年金の加入歴等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（46歳）： 個人事業主。20歳から国民年金に加入し、保険料を納付している。

妻Bさん（44歳）： 18歳から24歳まで厚生年金保険に加入。24歳でAさんと結婚した後は、国民年金に加入し、保険料を納付している。Aさんと同様、保険料の免除期間や未納期間はない。

長男Cさん（17歳）： 高校2年生

長女Dさん（14歳）： 中学2年生

妻Bさん・長男Cさん・長女Dさんは、Aさんと同居し、生計維持関係にある。

家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす各種制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんのような個人事業主は、老齢厚生年金や退職金等の収入がないため、ゆとりある老後の生活資金を確保するためには、会社員に比べて相当の自助努力が必要です。国民年金の第1号被保険者であるAさんが加入することができる制度には、以下のようなものがあります。

)『確定拠出年金の個人型年金』

確定拠出年金の個人型年金は、将来の年金受取額が加入者の指図に基づく運用実績により左右される年金制度です。確定拠出年金の個人型年金の加入対象者は、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者等を除く）および60歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業年金等対象者を除く）です。Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、毎月の掛金は、5,000円から（ ）の範囲内で、1,000円刻みで選択できます。なお、掛金は、その全額が（ ）として所得控除の対象となります。

)『国民年金基金』

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乘せする年金を支給する任意加入の年金制度です。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢、男女の別で決まり、掛金の拠出限度額は月額（ ）となります。ただし、確定拠出年金の個人型年金に加入している場合は、その掛金と合わせて月額（ ）が掛金の上限となります。

)『小規模企業共済制度』

小規模企業共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営し、個人事業主または会社等の役員が、廃業や退職をした場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業では5人）以下の個人事業主または会社等の役員の方が加入対象となります。毎月の掛金は、1,000円から（ ）の範囲内で、500円刻みで選択できます。また、共済金（死亡事由以外）の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があり、税法上、『一括受取り』の共済金（死亡事由以外）は（ ）として課税されます」

語句群

イ．23,000円	ロ．25,500円	ハ．51,000円	ニ．68,000円	ホ．70,000円
ヘ．小規模企業共済等掛金控除	ト．社会保険料控除	チ．生命保険料控除		
リ．事業所得	ヌ．退職所得	ル．一時所得		

《問2》 Mさんが、Aさんに対して説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「妻Bさんは、個人事業主の共同経営者としての要件を満たせば、小規模企業共済制度に加入できます」

「仮に、Aさんが確定拠出年金の個人型年金に現時点から60歳になるまで加入した場合は、通算加入者等期間が10年以上となるため、Aさんは60歳から老齢給付金を受け取ることができます」

「Aさんは、老後の年金収入を増やすために、国民年金の付加保険料を納付することができます。ただし、Aさんが確定拠出年金の個人型年金加入者となった場合は、付加保険料を納付することができません」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが受給できる公的年金の額について説明した。下記の条件に基づき、Aさんが原則として65歳から受給できる老齢基礎年金の額および付加年金の額の合計額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、答は円単位とすること。なお、年金額の端数処理は、50円未満を切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げとし、計算過程における端数処理は、円未満を四捨五入すること。

条件

- ・ Aさんは、60歳に達するまで国民年金の保険料を納付する。
- ・ Aさんは、60歳に達するまでに国民年金の付加保険料を156月納付する。
- ・ 年金額は、平成26年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算するものとする。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（60歳）は、平成26年6月、40年以上勤務した会社を定年退職した。今後は、雇用延長せず、妻Bさんと2人で趣味を楽しみながらゆっくり暮らす予定である。

Aさんは、最近、友人から「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（以下、当該非課税措置は「NISA」、当該非課税口座は「NISA口座」という）」に関する話を聞いて、株式投資について興味を持ち始めた。Aさんは、これまで株式や投資信託等の金融商品を購入した経験がないため、株式投資を始めるにあたって、株式の発行企業の財務分析を行い、納得したうえで投資したいと考えている。具体的には、友人が購入した上場企業X社の株式の購入を検討しており、決算短信から作成した下記のX社の財務データを参考にして投資を決定したいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんの投資経験・資産内容・年齢等を考慮し、Aさんの理解度を確認しながら説明する予定である。

X社の財務データ

（単位：百万円）

	22 期	23 期
資産の部合計	225,000	225,600
負債の部合計	65,000	62,600
純資産の部合計	160,000	163,000
売上高	64,000	68,000
営業利益	9,500	10,400
経常利益	6,100	7,300
当期純利益	3,600	5,100
配当金総額	1,000	2,000

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、NISAの概要について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「NISAは、平成26年1月にスタートした上場株式や公募株式投資信託などの配当や譲渡益等が非課税となる制度です。NISA口座の受入れの対象となる金融商品には、国内外の上場株式および公募株式投資信託などがありますが、たとえば、( )は対象ではありません。

仮に、Aさんが平成26年中にNISA口座内でX社株式を購入する場合、その購入額は非課税枠である( )万円が限度になります。なお、非課税枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことは( )。また、( )年間の非課税期間終了後、NISA口座内の上場株式や公募株式投資信託などは、特定口座や一般口座への移管のほか、( )万円を上限に翌年の非課税枠を利用し、非課税保有を継続することもできます」

語句群

イ．3      ロ．5      ハ．10      ニ．100      ホ．200      ヘ．500      ト．J-REIT  
チ．ETF      リ．個人向け国債      又．3年間に限り可能です      ル．できません

《問5》《設例》の X社の財務データ に基づいて算出される23期のROE（自己資本は22期と23期の平均を用いる）を求めなさい。〔計算過程〕を示し、答 は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

《問6》 Mさんが、Aさんに対して説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが、NISA口座ではなく特定口座（源泉徴収選択口座）を開設し、平成26年中に上場株式の売買を行った場合、その売却益に対しては10.147%の税率で源泉徴収されます」

「Aさんが平成26年中にNISA口座を証券会社で開設した場合、同年中にNISA口座を他の金融機関で開設することはできません」

「サステナブル成長率は、企業の内部留保と利益率をベースに、今後の成長率を予測する際に用いる指標です。サステナブル成長率は、『総資産経常利益率(ROA)×(1-配当性向)』の算式で算出されます」



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

小売業を営むX株式会社（青色申告法人、代表取締役社長のAさんが発行済株式の全部を所有している。以下、「X社」という）の平成26年3月期の貸借対照表および損益計算書は、以下のとおりである。

貸借対照表

（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部	金 額	負 債 ・ 純 資 産 の 部	金 額
現 金 預 金	60,000	支 払 手 形	4,000
受 取 手 形	3,000	買 掛 金	52,400
売 掛 金	36,000	短 期 借 入 金	20,000
有 価 証 券	3,700	その他の流動負債	16,000
商 品	34,000	（流動負債合計）	（92,400）
その他の流動資産	19,500	長 期 借 入 金	62,000
（流動資産合計）	（156,200）	（固定負債合計）	（62,000）
（固定資産合計）	（75,800）	（負債合計）	（154,400）
		（純資産合計）	（77,600）
資 産 合 計	232,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	232,000

損益計算書

（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	605,000
売 上 原 価	444,000
（売上総利益）	（161,000）
販売費及び一般管理費	140,000
（営業利益）	（21,000）
営業外収益	600
営業外費用	2,000
（経常利益）	（19,600）
特別損失	4,900
（税引前当期純利益）	（14,700）
法人税、住民税及び事業税	4,300
（当期純利益）	（10,400）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》《設例》の貸借対照表および損益計算書から分析した指標等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

平成26年3月31日におけるX社の所要運転資金は、17,600千円である。

X社のインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業外収益をすべて金融収益、営業外費用をすべて金融費用と考えて計算すると、10.8倍となる。

X社の当座比率は100%を超えており、一般に短期的な支払能力には問題のない水準である。

《問8》《設例》の貸借対照表から算出されるX社の 固定比率と 自己資本比率をそれぞれ求めなさい。なお、自己資本の額は、純資産の額と同額であるものとする。答 は表示単位における小数点以下第3位を四捨五入すること（計算過程の記載は不要）。

《問9》平成25年度税制改正により創設された所得拡大促進税制が平成26年度税制改正により拡充・延長された。平成26年4月1日以降に終了する法人の事業年度に適用する場合に係る所得拡大促進税制に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「所得拡大促進税制とは、青色申告法人が、国内雇用者に対する給与等の支給額を基準事業年度と比較して一定割合以上増加させた場合、その他の要件を満たすことを条件に、当該支給増加額の（ ）%相当額を法人税額から控除することができる制度です。ただし、当該税額控除は、法人税額の（ ）%（中小企業者等は（ ）%）相当額が限度額となります。なお、本制度の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・基準事業年度と比較して、雇用者給与等支給額が一定割合以上増加すること。
- ・雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。
- ・継続雇用者に対する平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

なお、継続雇用者に対する給与等とは、国内雇用者に対する給与等のうち、（ ）の一般被保険者に対する給与等を指します。また、適用年度に新規採用した者や前事業年度で退職した者に対して支払った給与等は平均給与等支給額を比較するうえで「除かれます」

語句群

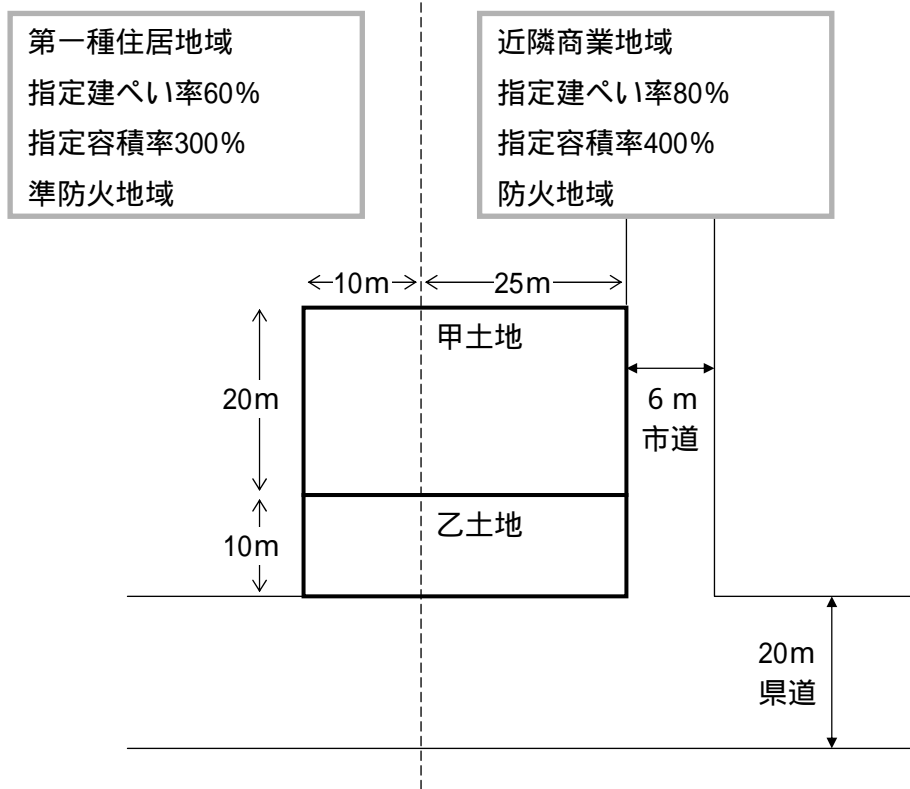
イ．5      ロ．10      ハ．15      ニ．20      ホ．25      ヘ．厚生年金保険法  
ト．雇用保険法      チ．労働者災害補償保険法

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社の代表取締役社長のAさんは、下記の甲土地（700㎡）を所有しているが、隣接する乙土地（350㎡）を購入して、甲土地と乙土地とを一体とした土地（以下、「対象地」という）として賃貸マンションあるいは商業用ビルを建設し、不動産賃貸経営を行うことを検討している。

土地等の概要



（注）

- ・甲土地のうち、近隣商業地域に属する部分は500㎡，第一種住居地域に属する部分は200㎡である。乙土地のうち、近隣商業地域に属する部分は250㎡，第一種住居地域に属する部分は100㎡である。
- ・乙土地および対象地は、建ぺい率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 対象地に耐火建築物を建築する場合，建築面積の限度を求めなさい。〔計算過程〕を示し，答 は $m^2$ 単位とすること。

《問11》 対象地に耐火建築物を建築する場合，容積率の算定の基礎となる延べ面積の限度を求めなさい。〔計算過程〕を示し，答 は $m^2$ 単位とすること。

《問12》 対象地および甲土地に適用される建築基準法の規定に関する次の記述 ～ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

対象地に建築物を建築する場合，その建築物の全部について制限がより厳しい第一種住居地域の用途制限が適用されるため，床面積が $3,000m^2$ を超える店舗または事務所用ビルは建築できない。

甲土地のみを利用して建築物を建築する場合，前面道路の幅員が12メートル未満であるため，甲土地に適用される建ぺい率の限度は，前面道路の幅員のメートルの数値に一定の数値を乗じたもの以下でなければならない。

対象地に建築物を建築する場合，建築物の中にある駐車場の床面積については，当該建築物の各階の床面積の合計の5分の1を限度として，容積率算定上の延べ面積から除外することができる。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社であるX株式会社（以下、「X社」という）のオーナー社長であるAさん（67歳）の推定相続人は、妻Bさん（63歳）、長男Cさん（39歳）、長女Dさん（36歳）の3人である。

Aさんは、事業承継対策として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」を活用して、Aさん所有のX社株式を後継者である長男Cさんに贈与することを検討している。また、長女Dさんには2人の子（10歳と8歳）がおり、Aさんに対して、教育資金の援助を期待しているようである。このため、Aさんは、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の利用を考えている。なお、長女DさんはX社の経営にはいっさい関与していない。

X社の概要

- (1) 業種 電子部品製造業
- (2) 資本金等の額 5,000万円（発行済株式総数1,000,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成  
Aさん 850,000株  
妻Bさん 50,000株  
長男Cさん 100,000株
- (4) 株式の譲渡制限 あり
- (5) 従業員数 70人

相続税におけるX社の株式の評価上の規模区分は「中会社の大」であり、X社は特定の評価会社には該当しない。

- (6) X社および類似業種の比準要素等

	X社	類似業種
1株（50円）当たりの年配当金額	5.0円	2.1円
1株（50円）当たりの年利益金額	12円	4円
1株（50円）当たりの簿価純資産価額	170円	149円
株価	-	94円

すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

X社の1株当たりの純資産価額は、類似業種比準価額よりも高い。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 下記の 参考 を基に，X社の1株当たりの類似業種比準価額を求めなさい。〔計算過程〕を示し，答 は円単位とすること。なお，1株当たりの類似業種比準価額の計算にあたっては，各要素別比準割合および比準割合は小数点以下第2位未満を，1株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を，1株当たりの類似業種比準価額は円未満を，それぞれ切り捨てること。

参考 類似業種比準価額の計算式

$$A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times \quad + \frac{d}{D}}{\quad} \times \text{斟酌率} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

《問14》 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を，下記の 語句群 のイ～又のなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

### 1. 制度の概要

後継者である受贈者(経営承継受贈者)が，「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の先代経営者である贈与者から，贈与によりその保有株式等の全部または一定数以上を取得し，その会社を営んでいく場合には，受贈者が納付すべき贈与税額のうち，猶予対象株式等に対応する贈与税の( )の納税が猶予される。猶予対象となる株式等は，受贈者が，その贈与前からすでに有していたものを含めて発行済議決権株式の総数の( )に達するまでの部分に限られる。

### 2. 受贈者の要件

受贈者(経営承継受贈者)は，先代経営者である贈与者の親族であること，認定贈与承継会社の代表者であること，20歳以上であり，かつ，役員等に就任してから( )以上経過していること等の要件を満たしている必要がある。

### 3. 要件の緩和

平成27年1月1日以後の贈与について，先代経営者が代表権を有しない有給の役員として残留することが可能となること，後継者は先代経営者の親族に限らないこと，常時使用従業員の数について，申告期限から5年間の平均で贈与時の( )以上を維持すること等，適用要件が緩和される。

語句群

イ. 2分の1	ロ. 3分の2	ハ. 4分の3	ニ. 7割	ホ. 8割
ヘ. 全額	ト. 1年	チ. 2年	リ. 3年	又. 5年

《問15》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」(以下、「教育資金の非課税特例」という)に関する次の記述 ~ について,適切なものには 印を,不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「教育資金の非課税特例の非課税抛出額の限度額は,受贈者ごとに1,500万円であり,学校等に直接支払われる入学金や授業料等の金銭については1,000万円,学校等以外の者に教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭については500万円が限度となります」

「学校等以外の費用は500万円を限度として非課税となりますが,学校等以外の費用とは,学習塾やスイミングスクールなどの校外活動に関する費用で,社会通念上相当と認められるものを指します」

「教育資金の非課税特例の適用後,受贈者であるAさんのお孫さんが30歳に達すると教育資金管理契約は終了します。非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額は,贈与税の課税価格に算入されるため,申告義務が発生した場合は,贈与税の申告をする必要が生じます」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）



\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

2014 年度 9 月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・ 2 級 実技試験 中小事業主資産相談業務 (2014 年 9 月 14 日実施)

配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、10 月 27 日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会  
検定センター

合格基準 50 点満点で 30 点以上

【第 1 問】

《問 1》

答

記号	ニ	へ	ホ	ヌ

《問 2》

答

×判定			×

《問3》

・老齢基礎年金の額

$$772,800 \text{ 円} \times \frac{480}{480} = 772,800 \text{ 円}$$

・付加年金の額

$$200 \text{ 円} \times 156 \text{ 月} = 31,200 \text{ 円}$$

・合計額

$$772,800 \text{ 円} + 31,200 \text{ 円} = 804,000 \text{ 円}$$

答 804,000 円

【第2問】

《問4》

答

記号	リ	二	ル	口

《問5》

$$\frac{5,100}{\frac{(160,000 + 163,000)}{2}} \times 100 = 3.157\dots \quad 3.16 (\%)$$

答 3.16 (%)

《問6》

答

×判定	×		×

【第3問】

《問7》

答

×判定	×		

《問8》

答 97.68 (%)      33.45 (%)

《問9》

答

記号	□	＝	ト

【第4問】

《問10》

$$750 \text{ m}^2 \times 100\% = 750 \text{ m}^2$$

$$300 \text{ m}^2 \times (10\% + 10\% + 60\%) = 240 \text{ m}^2$$

$$750 \text{ m}^2 + 240 \text{ m}^2 = 990 \text{ m}^2$$

答 990 m<sup>2</sup>

《問11》

$$750 \text{ m}^2 \times 400\% = 3,000 \text{ m}^2$$

$$300 \text{ m}^2 \times 300\% = 900 \text{ m}^2$$

$$3,000 \text{ m}^2 + 900 \text{ m}^2 = 3,900 \text{ m}^2$$

答 3,900 m<sup>2</sup>

《問 12》

答

×判定	×	×	

【第 5 問】

《問 13》

5,000 万円 ÷ 1,000,000 株 = 50 円

$$\begin{aligned} & 94 \times \frac{\frac{5.0}{2.1} + \frac{12}{4} \times 3 + \frac{170}{149}}{5} \times 0.6 \times \frac{50}{50} \\ &= 94 \times \frac{2.38 + 3.0 \times 3 + 1.14}{5} \times 0.6 \times \frac{50}{50} \\ &= 94 \times 2.50 \times 0.6 \times 1.0 \\ &= 141 \times 1.0 \\ &= 141 \text{ 円} \end{aligned}$$

答 141 (円)

《問 14》

答

記号	^	口	リ	ホ

《問 15》

答

×判定	×		